

# 「地球温暖化対策計画書制度」の強化：制度イメージ

## 【これまでの都の取組】

- 2000 (H12) 年 12 月：環境確保条例制定 「地球温暖化対策計画書制度」創設
  - 2002 (H14) 年 4 月：制度施行（第一段階）～まず自らの排出量を把握することを促進
  - 2005 (H17) 年 4 月：改正制度施行（第二段階）～都が選定した一定の対策（基本対策）の実施を促進（都が指導・助言、評価・公表）
- ※総量削減の義務ではなく、一定の対策の実施を促進する制度  
自主的取組を前提とした指導助言では、基本対策を超える目標対策レベルの取組は十分に計画化されない。

これまで5年間、自主的取組を推進

※確実な排出総量の削減のためには、より踏み込んだ対策が必要

## ■制度設計の基本的な考え方と制度（案）■

### 【制度設計の基本的考え方】

- 1 総量削減を確実に達成する仕組み
- 2 取組の優れた事業者が評価される仕組み
- 3 実質的な排出量削減を可能とする排出量（削減量）取引の仕組み
- 4 東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とする仕組み

### 【制度（案）】

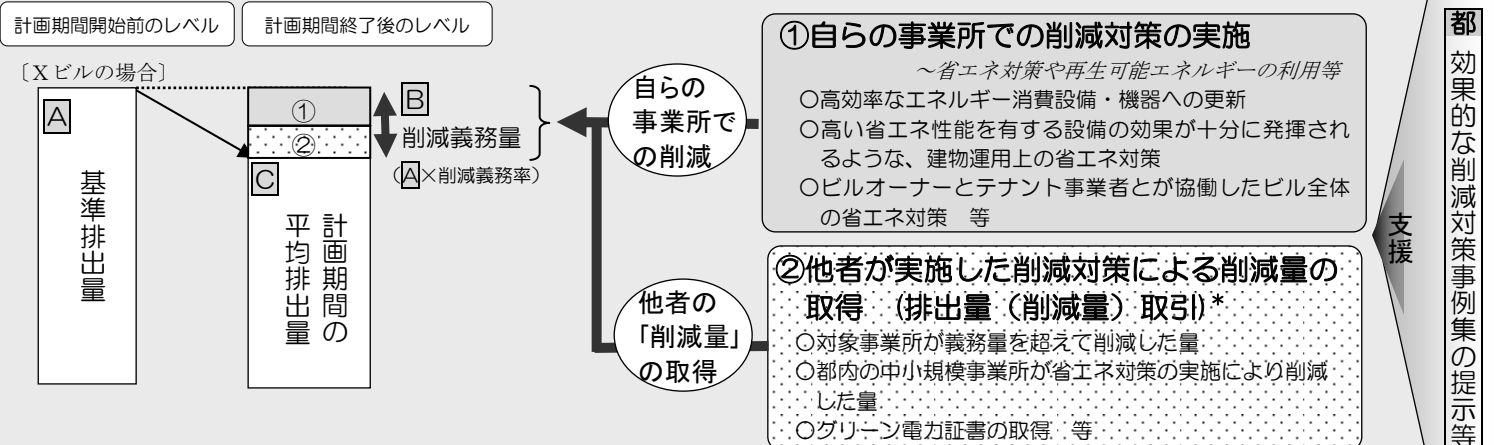
◎対象：温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所\*（義務対象者（基本）：対象事業所の所有者）  
※燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kℓ以上の事業所  
◇対象事業所となるテナントビルへの対応：義務対象者はビルオーナーを基本に検討。その上で、すべてのテナント事業者による削減対策に協力する義務を課すとともに、ビル全体の排出量に占める割合が大きい一定規模以上のテナント事業者に対しては、自ら温暖化対策の計画書を作成・提出する義務を課すことなどによって、当該テナント事業者に対し、直接、都が指導できるような仕組みを検討

◎計画期間：①制度開始年度 2010（平成22）年度（予定）  
②計画期間 5年間程度 温室効果ガス削減に向けた早期の取組を促進  
（例：第一計画期間 2010～2014 年度、第二計画期間 2015～2019 年度）  
\*同時に、2020 年など中期的に必要な削減レベルを示し、計画的な省エネ設備投資の実施を促進

◎主な義務：①温室効果ガス排出量の削減義務 ②「削減対策計画書」「進捗状況報告書」等の提出・公表  
◇削減のベースとなる排出量（基準排出量）：基準年度\*のエネルギー使用量等から算出した温室効果ガス排出量  
※複数年度平均：2005～2009 年度のいずれか複数年度、又は 2002～2004 年度の 3 か年度  
◇削減義務率：2つの視点から設定 視点①：削減対策の実施による削減余地等  
視点②：都の温室効果ガス削減目標（2020 年までに 2000 年比▲25%）の達成

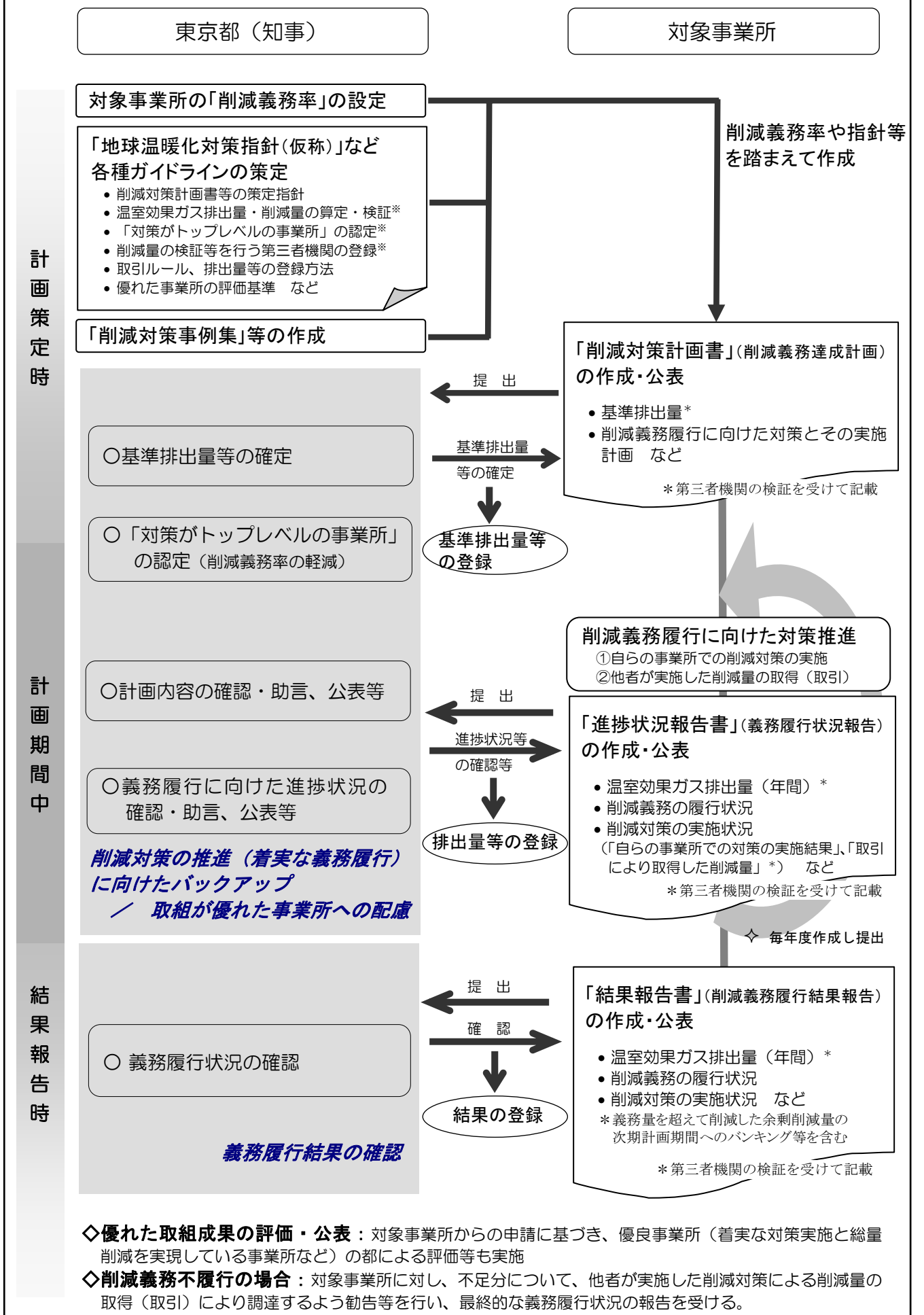
\*積極的に取り組んできた事業者の取扱い ⇒ 「対策がトップレベルの事業所」は削減義務水準を軽減  
⇒ 現行制度期間中での総量削減の実績が反映されるようにする。

### 【◎削減義務の履行手段】



\*取引を通じての義務の履行は、削減量が検証されたもののみ（確実な総量削減を目指す）  
（都外での削減量の取扱い：取得量に一定の制限を設定するなどして、限定的に取引の対象にする）

## ■制度フロー



※ 各種ガイドラインは、専門家の意見等を踏まえて作成  
「対策がトップレベルの事業所の認定」に当たっては、第三者機関の確認を経た対象事業者からの認定申請を受け、省エネ技術の専門家の意見等を踏まえ都が認定。認定された対象事業者は削減義務水準が軽減される。